



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 沖縄県生活保護世帯学習支援専門員設置規程（福祉政策課）…………… 1
- 沖縄県適正保護推進員設置規程（福祉政策課）…………… 3
- 沖縄県生活保護診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令（福祉政策課）…………… 4
- 社会福祉法人等指導監査専門員設置規程の一部を改正する訓令（福祉政策課）…………… 5
- 沖縄県就労促進指導員設置規程等の一部を改正する訓令（福祉政策課）…………… 5
- 沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（福祉政策課）…………… 6
- 沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程（高齢者福祉介護課）…………… 7
- 有料老人ホーム専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（高齢者福祉介護課）…………… 8
- 沖縄県介護給付適正化支援員設置規程の一部を改正する訓令（高齢者福祉介護課）…………… 9
- 沖縄県児童相談所言語治療指導員設置規程（青少年・子ども家庭課）…………… 9
- 沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 10
- 沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 11
- 虐待専門カウンセラー設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 11
- 沖縄県若夏学院生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 12
- 家庭支援専門相談員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 12
- 児童指導員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 13
- 児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 13
- 沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 14
- 心理判定嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 15
- 沖縄県女性相談所嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 15
- 児童扶養手当等認定事務員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 16
- 沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 16
- 児童相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 17
- 学習指導嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 17
- 沖縄県母子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 17
- 待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部を改正する訓令（子育て支援課）…………… 18
- 施設医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（障害福祉課）…………… 18
- 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（障害福祉課）…………… 19
- 広域相談専門員設置規程の一部を改正する訓令（障害福祉課）…………… 19
- 民間非営利活動支援相談員設置規程等の一部を改正する訓令（県民生活課）…………… 20
- 援護事務相談員設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課）…………… 20
- 沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程及び八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課）…………… 21
- 沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課）…………… 22

訓 令

沖縄県訓令第64号

子ども生活福祉部

沖縄県生活保護世帯学習支援専門員設置規程を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県生活保護世帯学習支援専門員設置規程

(設置)

第1条 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(以下「生活保護世帯」という。)の子どもの健全な育成を図るため、沖縄県中部福祉保健所及び沖縄県南部福祉保健所に沖縄県生活保護世帯学習支援専門員(以下「専門員」という。)を設置する。

(身分)

第2条 専門員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 専門員は、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所の長(以下「所長」という。)の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生活保護世帯の子ども及びその保護者、生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関、関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (2) 生活保護世帯の子どもの学習及び高校進学のための支援に関すること。
- (3) 引きこもり、不登校等の状態にある生活保護世帯の子どもの登校のための支援に関すること。
- (4) 前3号の業務に付随する業務に関し、所長が必要と認める業務に関すること。

(委嘱及び委嘱機関)

第4条 専門員は、生活保護に関する事務について十分な知識を有し、かつ、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから知事が委嘱する。

- 2 専門員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、子ども生活福祉部福祉政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 専門員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 専門員の勤務場所は、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所とする。

- 2 専門員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。
- 3 専門員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 専門員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 専門員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、専門員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 専門員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、専門員に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第65号

子ども生活福祉部

沖縄県適正保護推進員設置規程を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県適正保護推進員設置規程

(設置)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の実施に関する事務を適正かつ円滑に行うため、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所及び沖縄県南部福祉保健所に沖縄県適正保護推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 推進員は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 暴力的又は威圧的な言動をする要保護者等の対応並びに必要な調査及び指導を行う職員の支援に関すること。
- (2) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたと思われる者に関する調査及び告訴、告発等の支援に関すること。
- (3) 沖縄県警察本部、各警察署及び関係機関との連携に関すること。
- (4) 指示された調査事項等に係る報告書及び業務日誌の作成に関すること。
- (5) 前各号の業務に付随する業務に関し、所長が必要と認める業務に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 推進員は、生活保護に関する事務について十分な知識を有し、かつ、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから知事が委嘱する。

2 推進員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、子ども生活福祉部福祉政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 推進員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 推進員の勤務場所は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所とする。

2 推進員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

3 推進員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 推進員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 推進員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 推進員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

できる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 推進員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第66号

子ども生活福祉部

沖縄県生活保護診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

沖縄県生活保護診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生活保護診療報酬明細書審査員設置規程（平成5年沖縄県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号）の医療扶助の適正実施を図るため、子ども生活福祉部福祉政策課（以下「福祉政策課」という。）に生活保護診療報酬明細書審査員（以下「審査員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務)

第3条 審査員は、子ども生活福祉部福祉政策課長（以下「福祉政策課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 明細書の点検及び過誤調整事務に関すること。
- (2) 明細書について関係職員の指導及び研修に関すること。
- (3) 生活保護法による医療扶助の適正実施について必要な事項に関すること。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第2項中「を限度に」を「に限り」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条第1項中「福祉保健部福祉・援護課」を「福祉政策課」に改め、同条第2項中「福祉・援護課長」を「福祉政策課長」に改め、同条第3項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(服務)

第7条 審査員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 審査員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 審査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 審査員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条を削る。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第5条」を「第3条」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条を第8条とする。

第10条中「必要」を「審査員に関し必要」に、「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第67号

子ども生活福祉部

社会福祉法人等指導監査専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

社会福祉法人等指導監査専門員設置規程の一部を改正する訓令

社会福祉法人等指導監査専門員設置規程（平成18年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「福祉保健部福祉保健企画課（以下「福祉保健企画課」を「子ども生活福祉部福祉政策課（以下「福祉政策課」に改める。

第3条中「福祉保健部福祉保健企画課長（以下「福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長（以下「福祉政策課長」に改め、同条第3号中「福祉保健企画課長」を「福祉政策課長」に改める。

第4条第3項中「福祉保健企画課長」を「福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健企画課」を「福祉政策課」に改め、同条第2項中「福祉保健企画課長」を「福祉政策課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第68号

子ども生活福祉部

沖縄県就労促進指導員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県就労促進指導員設置規程等の一部を改正する訓令

（沖縄県就労促進指導員設置規程の一部改正）

第1条 沖縄県就労促進指導員設置規程（平成20年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「この訓令は、」を削り、「置く」を「設置する」に改める。

第3条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

（沖縄県面接相談員設置規程の一部改正）

第2条 沖縄県面接相談員設置規程（平成21年沖縄県訓令第53号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部行

政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、所長」を「所長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

(沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員設置規程の一部改正)

第3条 沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員設置規程(平成23年沖縄県訓令第62号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「置く」を「設置する」に改める。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第2項中「、更新」を「更新」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

(沖縄県介護扶助適正化支援員設置規程の一部改正)

第4条 沖縄県介護扶助適正化支援員設置規程(平成24年沖縄県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「置く」を「設置する」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、所長」を「所長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

(沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員設置規程の一部改正)

第5条 沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員設置規程(平成24年沖縄県訓令第47号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、所長」を「所長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第69号

子ども生活福祉部

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程(平成20年沖縄県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「県」を「子ども生活福祉部福祉政策課(以下「福祉政策課」という。)並びに沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所及び沖縄県八重山福祉保健所」に、「置く」を「設置する」に改める。

第3条中「福祉保健部福祉・援護課長(以下「福祉・援護課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長(以

下「福祉政策課長」に、「福祉保健部福祉・援護課」を「福祉政策課」に改め、同条第5号中「福祉・援護課長」を「福祉政策課長」に改める。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部福祉・援護課」を「福祉政策課」に改め、同条第2項中「福祉・援護課長」を「福祉政策課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第70号

子ども生活福祉部

沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程

(設置)

第1条 介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、子ども生活福祉部高齢者福祉介護課に沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員(以下「指導・支援員」という。)を設置する。

(身分)

第2条 指導・支援員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 指導・支援員は、子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長(以下「高齢者福祉介護課長」という。)の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業を行う者並びに介護老人福祉施設を開設しようとする者の指定並びに介護老人保健施設を開設しようとする者の許可の申請に関すること。
- (2) 介護サービス事業者(指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者を除く。以下同じ。)の指定又は許可の更新の申請に関すること。
- (3) 介護サービス事業者の変更の届出等に関すること。
- (4) 介護サービス事業者の介護給付費算定に係る体制等に関する届出に関すること。
- (5) 介護サービス事業者等への指導及び支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者福祉介護課長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 指導・支援員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 医療、保健及び福祉に関する専門的知識を有し、介護報酬請求又は点検に関する業務等に3年以上の経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 指導・支援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、子ども生活福祉部福祉政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 指導・支援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)の定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 指導・支援員の勤務場所は、子ども生活福祉部高齢者福祉介護課とする。

2 指導・支援員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は高齢者福祉介護課長が別に定める。

3 指導・支援員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第7条 指導・支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 指導・支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導・支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 指導・支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 知事は、指導・支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 指導・支援員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、指導・支援員に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第71号

子ども生活福祉部

有料老人ホーム専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

有料老人ホーム専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

有料老人ホーム専門指導員設置規程（平成22年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「の規定による届出を行っていない有料老人ホーム（以下「未届出有料老人ホーム」を「に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」に、「有料老人ホーム専門指導員」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課に有料老人ホーム専門指導員」に改める。

第3条中「福祉保健部高齢者福祉介護課長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長」に改め、同条第1号中「未届出有料老人ホーム」を「法第29条第1項の規定による届出を行っていない有料老人ホーム」に改め、同条第2号中「未届出有料老人ホーム」を「有料老人ホーム」に改め、同条第3号中「業務」を「事項に関すること。」に改める。

第4条第1項第2号中「及び法第29条に規定する」を「又は」に改め、同条第2項中「1年以内とする」を「1年以内とし、2回に限り再任することができる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、子ども生活福祉部福祉政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

第6条第1項中「福祉保健部高齢者福祉介護課」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、高齢者福祉介護課長」を「高齢者福祉介護課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第72号

子ども生活福祉部

沖縄県介護給付適正化支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県介護給付適正化支援員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県介護給付適正化支援員設置規程（平成25年沖縄県訓令第21号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「福祉保健部高齢者福祉介護課」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課」に改める。

第2条中「昭和25年法律第251号」を「昭和25年法律第261号」に改める。

第3条中「福祉保健部高齢者福祉介護課長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長」に、「次に」を「次に」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部高齢者福祉介護課」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、高齢者福祉介護課長」を「高齢者福祉介護課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第73号

子ども生活福祉部

沖縄県児童相談所言語治療指導員設置規程を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県児童相談所言語治療指導員設置規程

沖縄県児童相談所言語治療指導員設置規程（昭和54年沖縄県訓令第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童相談所における相談指導業務の円滑な運営に資するため、沖縄県中央児童相談所に言語治療指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 指導員は、沖縄県中央児童相談所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 言語療法に関する相談に応じ、児童及び保護者の指導に関すること。
- (2) 言語療法に関する調査研究を行い、児童の指導に活用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事項に関すること。

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 指導員は、言語指導療法に関する高度な技術を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 指導員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、子ども生活福祉部福祉政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 指導員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 指導員の勤務場所は、沖縄県中央児童相談所とする。

2 指導員の勤務時間は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

3 指導員の勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解職)

第8条 知事は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 指導員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第74号

子ども生活福祉部

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程（昭和47年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第4条に次の1号を加える。

(9) 条例第18条の8第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所」という。）

第5条に次の1号を加える。

(8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所
条例第18条の8第1項、第2項、第4項及び第5項の規定の遵守の有無について

第6条に次の1号を加える。

(8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所における立入調査
第3号の規定に準ずること。

第7条第2項中「福祉保健部青少年・児童家庭課」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」に改める。

附 則

この訓令中令達先の改正規定及び第7条第2項の改正規定は平成26年4月1日から、その他の改正規定は平成26年7月1日から施行する。

沖縄県訓令第75号

子ども生活福祉部

沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程（平成7年沖縄県訓令第13号）の一部を次のように改正する。令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「沖縄県女性相談所生活指導専門員」を「女性相談所に沖縄県女性相談所生活指導専門員」に改める。

第3条中「沖縄県女性相談所長」を「女性相談所の長」に改め、同条第4号中「その他要保護女子」を「前3号に掲げるもののほか、所長が必要と認め指示する事項」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、所長」を「所長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第76号

子ども生活福祉部

虐待専門カウンセラー設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

虐待専門カウンセラー設置規程の一部を改正する訓令

虐待専門カウンセラー設置規程（平成13年沖縄県訓令第81号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「虐待専門カウンセラー」を「沖縄県中央児童相談所及び沖縄県コザ児童相談所に虐待専門カウンセラー」に改める。

第3条中「児童相談所長」を「沖縄県中央児童相談所又は沖縄県コザ児童相談所の長」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第3項中「場合は」を「場合には」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「児童相談所」を「沖縄県中央児童相談所又は沖縄県コザ児童相談所」に改め、同条第2項中「、4日以内」を「4日以内」に、「、所長」を「所長」に改める。

第7条を次のように改める。

（服務）

第7条 カウンセラーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 カウンセラーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 カウンセラーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 カウンセラーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第77号

子ども生活福祉部

沖縄県若夏学院生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県若夏学院生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県若夏学院生活指導専門員設置規程（平成16年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童自立支援施設における入所児童に対する生活指導業務を円滑に実施するため、沖縄県立若夏学院（以下「若夏学院」という。）に沖縄県若夏学院生活指導専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「沖縄県若夏学院長」を「若夏学院の長」に改め、同条第5号中「その他入所児童」を「前各号に掲げるもののほか、院長が必要と認め指示する事項」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、院長」を「院長」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第78号

子ども生活福祉部

家庭支援専門相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

家庭支援専門相談員設置規程の一部を改正する訓令

家庭支援専門相談員設置規程（平成16年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童自立支援施設における入所児童に対し、総合的なケアを行うため、沖縄県立若夏学院（以下「若夏学院」という。）に家庭支援専門相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「場合は」を「場合には」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福

社政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中第2項を第3項とし、同条第1項中「、16日以内」を「16日以内」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

相談員の勤務場所は、若夏学院とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第79号

子ども生活福祉部

児童指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童指導員設置規程の一部を改正する訓令

児童指導員設置規程（平成16年沖縄県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 沖縄県女性相談所の一時保護所において要保護女子等が同伴する児童等（以下「一時保護児童等」という。）の生活指導、学習指導等を円滑に行うため、沖縄県女性相談所に児童指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「沖縄県女性相談所長」を「沖縄県女性相談所の長」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項第3号中「その他」を「前2号に掲げる者のほか、」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、所長」を「所長」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第80号

子ども生活福祉部

児童虐待ホットライン対応囑託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童虐待ホットライン対応囑託員設置規程の一部を改正する訓令

児童虐待ホットライン対応囑託員設置規程（平成17年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 児童虐待を防止し、虐待を受けた児童の安全を速やかに確保するため、沖縄県中央児童相談所に児童虐待ホットライン対応嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「中央児童相談所長」を「沖縄県中央児童相談所の長」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「場合は」を「場合には」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

嘱託員の勤務場所は、沖縄県中央児童相談所とする。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条を削る。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第81号

子ども生活福祉部

沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程（平成18年沖縄県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 沖縄県中央児童相談所、沖縄県コザ児童相談所及び沖縄県立若夏学院（以下「児童福祉施設等」という。）において、相談及び判定業務の円滑な運営並びに入所児童の自立支援に資するため、児童福祉施設等に沖縄県児童福祉施設等嘱託医（以下「嘱託医」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(勤務条件)

第6条 嘱託医の勤務場所は、沖縄県中央児童相談所、沖縄県コザ児童相談所又は沖縄県立若夏学院とする。

2 嘱託医の1月の勤務日数は5日以内とし、勤務する日は所長等が別に定める。

3 嘱託医の勤務時間は、所長等が別に定める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第82号

子ども生活福祉部

心理判定嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

心理判定嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

心理判定嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 沖縄県中央児童相談所（以下「中央児童相談所」という。）及び沖縄県コザ児童相談所（以下「コザ児童相談所」という。）における心理判定及び心理治療を行うため、中央児童相談所及びコザ児童相談所に心理判定嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第3条中「児童相談所の所長」を「中央児童相談所又はコザ児童相談所の長」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第1項第2号中「その他」を「前号に掲げる者のほか、」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条中第2項を第3項とし、同条第1項中「定める」を「別に定める」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

嘱託員の勤務場所は、中央児童相談所又はコザ児童相談所とする。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「の施行」を「に定めるもののほか、嘱託員」に、「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第83号

子ども生活福祉部

沖縄県女性相談所嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性相談所嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県女性相談所嘱託医設置規程（平成19年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「沖縄県女性相談所嘱託医」を「女性相談所に沖縄県女性相談所嘱託医」に改める。

第3条中「女性相談所の所長」を「女性相談所の長」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。
第6条第2項中「勤務する日及び勤務時間は所長が」を「勤務する日は所長が別に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 嘱託医の勤務時間は、所長が別に定める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第84号

子ども生活福祉部

児童扶養手当等認定事務員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童扶養手当等認定事務員設置規程の一部を改正する訓令

児童扶養手当等認定事務員設置規程（平成19年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「児童扶養手当等認定事務員」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課に児童扶養手当等認定事務員」に改める。

第3条中「福祉保健部青少年・児童家庭課長（以下「青少年・児童家庭課長」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長（以下「青少年・子ども家庭課長」に改め、同条第2号中「その他青少年・児童家庭課長」を「前号に掲げるもののほか、青少年・子ども家庭課長」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部青少年・児童家庭課」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」に改め、同条第2項中「青少年・児童家庭課長」を「青少年・子ども家庭課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第85号

子ども生活福祉部

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程（平成19年沖縄県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「沖縄県女性相談所嘱託法律専門家」を「女性相談所に沖縄県女性相談所嘱託法律専門家」に改める。

第3条中「女性相談所の所長」を「女性相談所の長」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第2項中「勤務する日及び勤務時間は所長が」を「勤務する日は所長が別に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 嘱託法律専門家の勤務時間は、所長が別に定める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第86号

子ども生活福祉部

児童相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令

児童相談所生活指導専門員設置規程（平成20年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第3条中「中央児童相談所の長又はコザ児童相談所の長（以下これらを）」を「中央児童相談所又はコザ児童相談所の長（以下）」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第1項第3号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条」を「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）第60条」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第87号

子ども生活福祉部

学習指導嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

学習指導嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

学習指導嘱託員設置規程（平成23年沖縄県訓令第63号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第3条中「中央児童相談所の長又はコザ児童相談所の長（以下これらを）」を「中央児童相談所又はコザ児童相談所の長（以下）」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第88号

子ども生活福祉部

沖縄県母子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県母子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県母子自立支援員設置規程（平成24年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「沖縄県中部福祉保健所」を「沖縄県中部福祉保健所（以下「中部福祉保健所」という。）」に、「福祉保健所」を「南部福祉保健所」に改める。

第3条第1項中「福祉保健所」を「中部福祉保健所又は南部福祉保健所」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所」を「中部福祉保健所又は南部福祉保健所」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、所長」を「所長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第89号

子ども生活福祉部

待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部を改正する訓令

待機児童対策特別事業指導員設置規程（平成20年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「福祉保健部青少年・児童家庭課」を「子ども生活福祉部子育て支援課」に改める。

第3条中「福祉保健部青少年・児童家庭課長（以下「青少年・児童家庭課長」を「子ども生活福祉部子育て支援課長（以下「子育て支援課長」に改め、同条第4号中「青少年・児童家庭課長」を「子育て支援課長」に改める。

第4条第2項中「、更新」を「更新」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部青少年・児童家庭課」を「子ども生活福祉部子育て支援課」に改め、同条第2項中「青少年・児童家庭課長」を「子育て支援課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第90号

子ども生活福祉部

施設医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

施設医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

施設医療給付専門指導員設置規程（平成10年沖縄県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「福祉保健部障害保健福祉課（以下「障害保健福祉課」を「子ども生活福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」に改める。

第3条中「福祉保健部障害保健福祉課長（以下「障害保健福祉課長」を「子ども生活福祉部障害福祉課長（以下「障害福祉課長」に改める。

第4条第2項中「を限度に」を「に限り」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、同条第2項中「障害保健福祉課長」を「障害福祉課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第91号

子ども生活福祉部

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程（平成18年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 沖縄県知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）及び沖縄県身体障害者更生相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）において医学的相談及び判定業務等の円滑な運営に資するため、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所に沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医（以下「嘱託医」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「等の」を「又は身体障害者更生相談所の」に改め、同条第1号中「沖縄県知的障害者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「知的障害程度区分等」を「知的障害支援区分等」に改め、同条第2号中「沖縄県身体障害者更生相談所」を「身体障害者更生相談所」に、「身体障害程度区分等」を「身体障害支援区分等」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「定める」を「別に定める」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

嘱託医の勤務場所は、知的障害者更生相談所又は身体障害者更生相談所とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第92号

子ども生活福祉部

広域相談専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

広域相談専門員設置規程の一部を改正する訓令

広域相談専門員設置規定（平成26年沖縄県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「福祉保健部障害保健福祉課」を「子ども生活福祉部障害福祉課」に改める。

第3条中「福祉保健部障害保健福祉課長（以下「障害保健福祉課長」を「子ども生活福祉部障害福祉課長（以下「障害福祉課長」に改め、同条第2号中「障害保健福祉課長」を「障害福祉課長」に改める。

第4条第3項中「障害保健福祉課長」を「障害福祉課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部障害保健福祉課」を「子ども生活福祉部障害福祉課」に、「障害保健福祉課長」を「障害福祉課長」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、障害保健福祉課長」を「障害福祉課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第93号

子ども生活福祉部

民間非営利活動支援相談員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

民間非営利活動支援相談員設置規程等の一部を改正する訓令

(民間非営利活動支援相談員設置規程の一部改正)

第1条 民間非営利活動支援相談員設置規程(平成18年沖縄県訓令第6号)の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「環境生活部県民生活課」を「子ども生活福祉部県民生活課」に改める。

第3条中「環境生活部県民生活課長」を「子ども生活福祉部県民生活課長」に改める。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条の見出しを「(勤務条件)」に改め、同条第1項中「環境生活部県民生活課」を「子ども生活福祉部県民生活課」に改める。

第9条中「環境生活部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

(消費生活専門相談員設置規程の一部改正)

第2条 消費生活専門相談員設置規程(平成18年沖縄県訓令第40号)の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第4条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条の見出しを「(勤務条件)」に改める。

第9条中「環境生活部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

(沖縄県交通事故相談員設置規程の一部改正)

第3条 沖縄県交通事故相談員設置規程(平成19年沖縄県訓令第43号)の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「環境生活部県民生活課」を「子ども生活福祉部県民生活課」に改める。

第3条中「環境生活部県民生活課長」を「子ども生活福祉部県民生活課長」に改める。

第4条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、県民生活課長」を「県民生活課長」に改める。

第9条中「環境生活部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第94号

子ども生活福祉部

援護事務相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

援護事務相談員設置規程の一部を改正する訓令

援護事務相談員設置規程（昭和57年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 旧軍人、軍属、準軍属及び戦没者遺族等（以下「旧軍人等」という。）の恩給、年金等の請求事務を円滑かつ迅速に処理するため、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課に援護事務相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「福祉保健部福祉・援護課長（以下「福祉・援護課長」を「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長（以下「平和援護・男女参画課長」に、「次に」を「、次に」に改め、同条を第3条とする。

第5条第2項中「、更新」を「更新」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報酬等)

第5条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

第6条第1項中「福祉保健部福祉・援護課」を「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」に改め、同条第2項中「勤務日数は、1月につき」を「1月の勤務日数は」に、「、福祉・援護課長」を「平和援護・男女参画課長」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第95号

子ども生活福祉部

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程及び八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程及び八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

(沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程（平成8年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第3条の見出しを「(職務)」に改める。

第4条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、館長」を「館長」に改める。

第9条中「環境生活部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

(八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 八重山平和祈念館嘱託員設置規程（平成10年沖縄県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

- 第3条中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。
- 第4条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。
- 第6条第2項中「、館長」を「館長」に改める。
- 第9条中「環境生活部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第96号

子ども生活福祉部

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程（平成21年沖縄県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条中「福祉保健部福祉・援護課」を「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」に改める。

第3条中「福祉保健部福祉・援護課長（以下「福祉・援護課長」を「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長（以下「平和援護・男女参画課長」に、「次に」を「、次に」に改め、同条第3号中「その他福祉・援護課長」を「前2号に掲げるもののほか、平和援護・男女参画課長」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部福祉・援護課」を「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」に改め、同条第2項中「、8日以内」を「8日以内」に、「福祉・援護課長」を「平和援護・男女参画課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	---